

平成27年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	平成 2 7 年度一般会計歳入歳出予算 (当初)	7
4	平成 2 7 年度一般会計歳入歳出予算構成図 (当初)	8
5	平成 2 6 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	平成 2 6 年度一般会計歳入決算額	10
7	平成 2 6 年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	15
9	平成 2 7 年度市税歳入予算額の構成 (当初)	16
10	平成 2 6 年度市税歳入決算額の構成	17
11	市税収入の推移	18
12	市税伸長状況表	18
13	市税の伸長率	19
14	徴税費に関する調べ (年度比較)	20
15	個人市民税・県民税	21
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移 (6 月末)	21
(2)	個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)	22
(3)	課税標準所得別納税義務者数 (当初)	22
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	23
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ (6 月末まで) ...	24
(6)	課税標準額段階別納税義務者数 (当初)	25
(7)	課税標準額段階別総所得金額 (当初)	26
(8)	事業専従者に関する調べ	27
16	法人市民税	28
(1)	税率別調定額前年度対比表	28
(2)	調定額の推移	29
(3)	月別調定額前年度対比表	30

17	固定資産税・都市計画税	31
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	31
(2)	土地に関する概要調書	32
(3)	宅地に関する調べ	34
(4)	家屋に関する概要調書	36
(5)	償却資産に関する概要調書	38
(6)	土地の年度別構成比	40
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	40
18	軽自動車税	41
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	41
(2)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	42
19	市たばこ税に関する調べ	43
20	入湯税に関する調べ	44

第 3 章 納 税

21	市税収入実績調べ	47
22	督促状発送状況調べ	49
23	滞納処分執行状況調べ	50

第 4 章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	53
25	行政機構と税務事務分掌	54
26	税務職員係別人員調べ	58
27	電算事務実施状況	59
28	市税の税率等一覧表(平成27年度)	60
29	市税税率の変遷	61

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成27年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22 45	下依知	極北	北緯 35° 31 41	上依知
極西	東経 139° 13 42	七沢	極南	北緯 35° 23 41	戸田

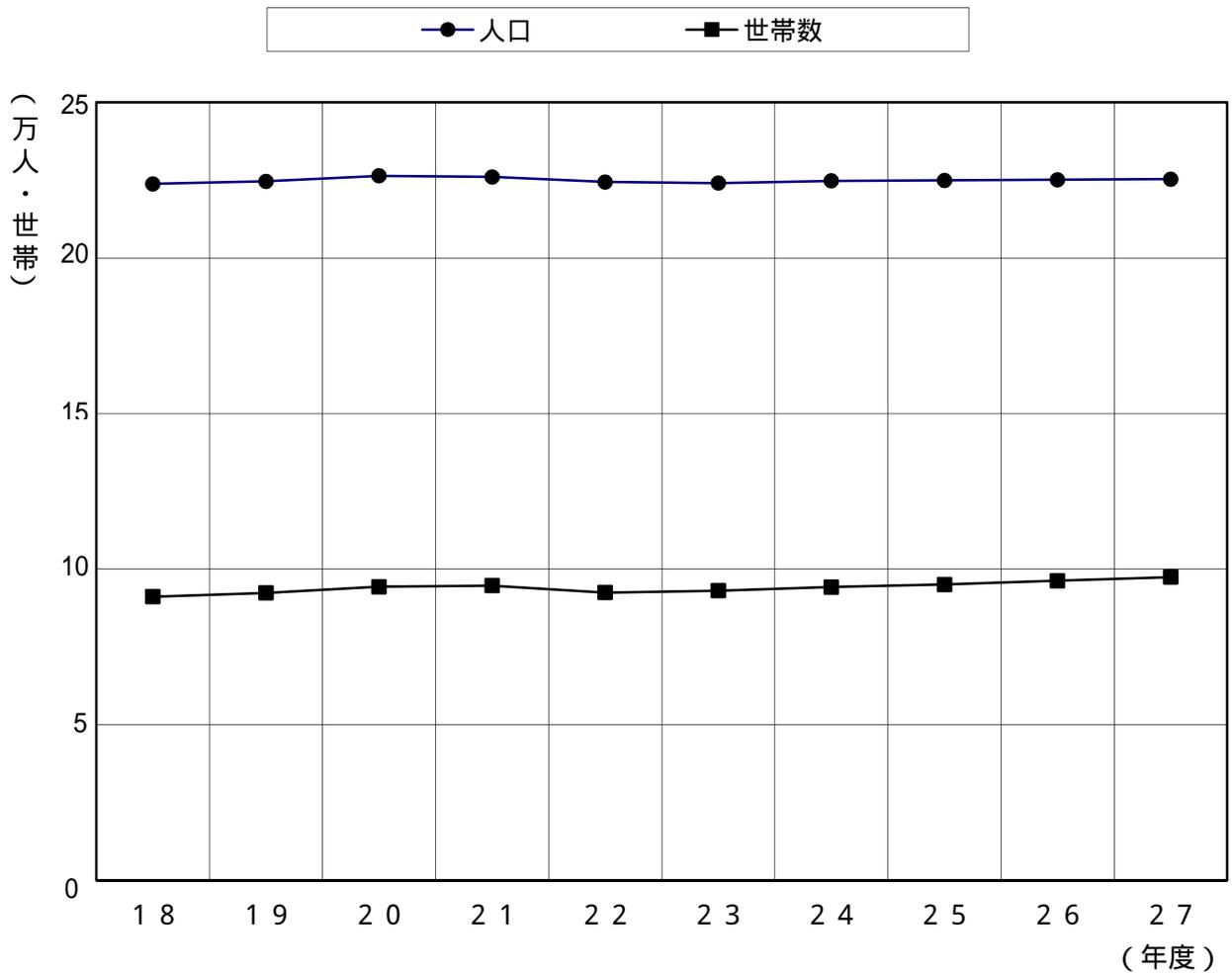
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21 44	35° 26 34	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年度	世帯数	人		
		総数	男	女
18	91,152	223,841	116,984	106,857
19	92,378	224,619	117,530	107,089
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887
25	95,054	224,954	116,929	108,025
26	96,281	225,166	117,052	108,114
27	97,443	225,347	117,130	108,217

3 平成27年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,952,182	55.2
10 地 方 譲 与 税	509,000	0.7
15 利 子 割 交 付 金	66,000	0.1
18 配 当 割 交 付 金	150,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	132,000	0.2
24 地 方 消 費 税 金 交 付	4,186,000	5.4
27 ゴルフ場利用税金 交 付	150,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付	150,000	0.2
33 地 方 特 例 交 付 金	175,000	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	701,121	0.9
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,247,844	1.6
55 国 庫 支 出 金	10,932,735	14.1
60 県 支 出 金	4,460,946	5.7
65 財 産 収 入	173,361	0.2
70 寄 附 金	5,750	0.0
75 繰 入 金	913,424	1.2
80 繰 越 金	800,000	1.0
85 諸 収 入	4,583,237	5.9
90 市 債	5,421,400	7.0
合 計	77,780,000	100.0

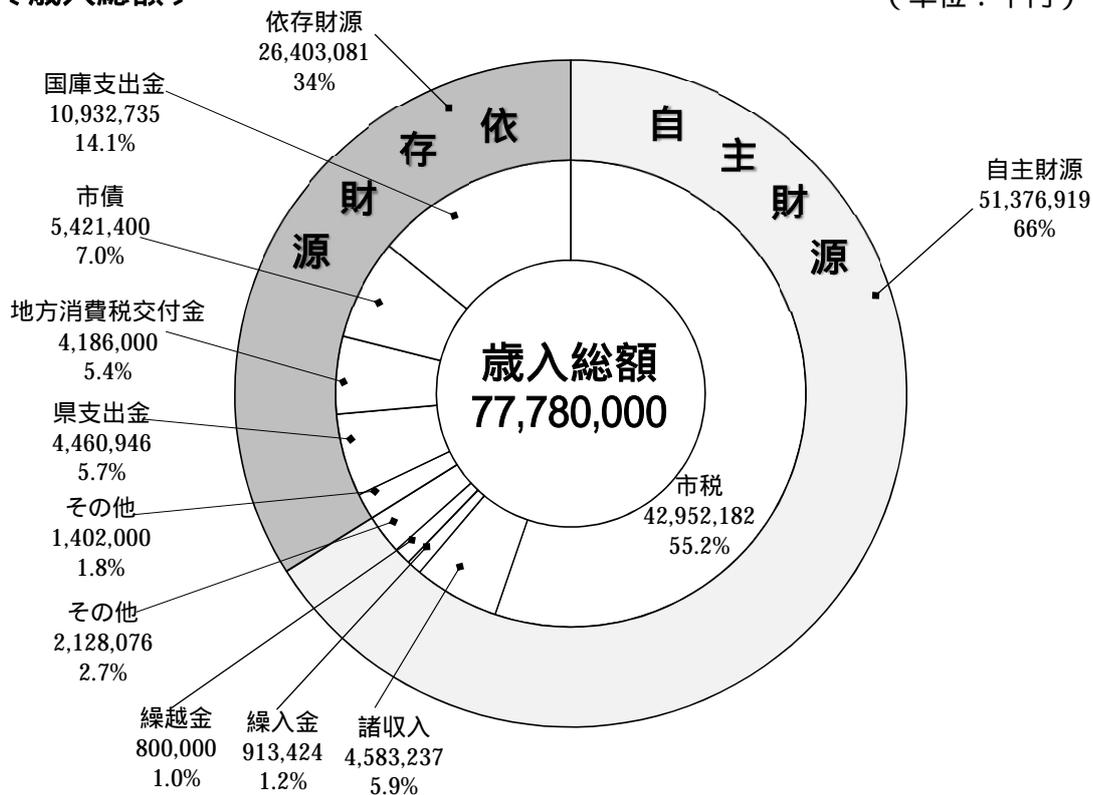
歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	486,666	0.6
10 総 務 費	7,891,745	10.2
15 民 生 費	30,914,196	39.8
20 衛 生 費	7,255,849	9.3
25 労 働 費	266,158	0.3
30 農 林 水 産 業 費	761,440	1.0
35 商 工 費	3,398,231	4.4
40 土 木 費	9,642,538	12.4
45 消 防 費	3,351,456	4.3
50 教 育 費	7,578,954	9.7
60 公 債 費	6,132,767	7.9
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	77,780,000	100.0

4 平成27年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)

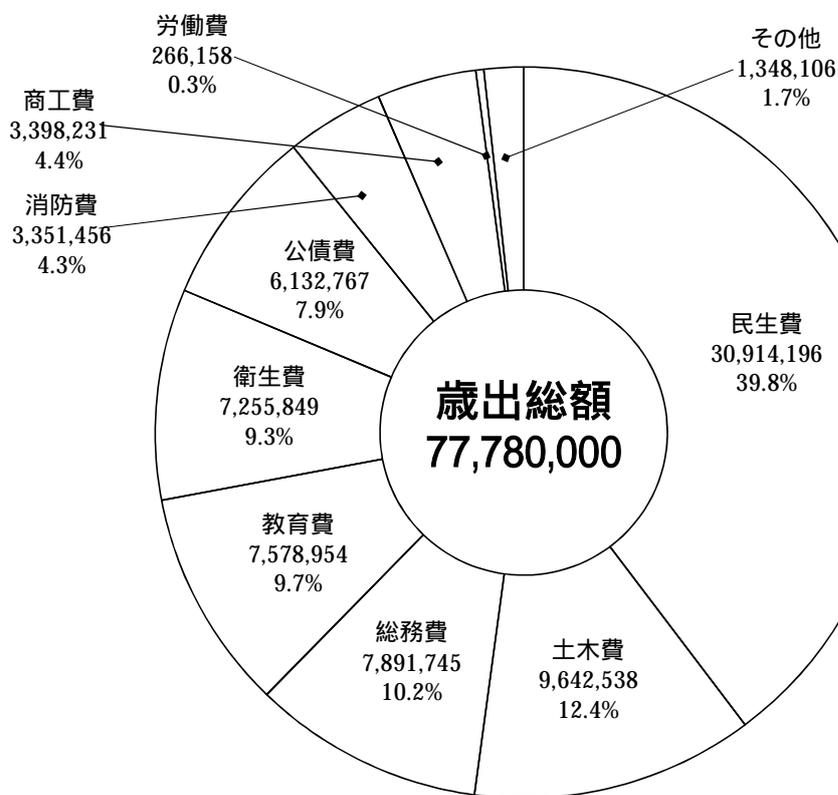
〔歳入総額〕

(単位：千円)



〔目的別歳出〕

(単位：千円)



5 平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	77,838,545,754	77,217,129,238	621,416,516	
特別会計	公共用地取得事業	381,151,000	381,149,624	1,376
	後期高齢者医療事業	1,961,845,000	2,031,500,447	69,655,447
	国民健康保険事業	25,477,332,000	25,396,908,882	80,423,118
	介護保険事業	10,474,311,000	10,393,941,748	80,369,252
	公共下水道事業	5,884,673,000	5,756,951,583	127,721,417
	小計	44,179,312,000	43,960,452,284	218,859,716
合計	122,017,857,754	121,177,581,522	840,276,232	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	77,838,545,754	74,710,858,975	3,127,686,779	
特別会計	公共用地取得事業	381,151,000	381,149,624	1,376
	後期高齢者医療事業	1,961,845,000	1,949,013,266	12,831,734
	国民健康保険事業	25,477,332,000	25,062,171,613	415,160,387
	介護保険事業	10,474,311,000	10,165,237,658	309,073,342
	公共下水道事業	5,884,673,000	5,571,459,213	313,213,787
	小計	44,179,312,000	43,129,031,374	1,050,280,626
合計	122,017,857,754	117,839,890,349	4,177,967,405	

6 平成26年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

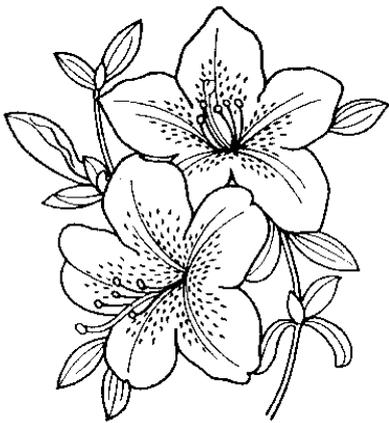
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,947,473	42,947,473,000	45,847,226,354	43,688,963,397	56.6	101.7
10 地方譲与税	613,000	613,000,000	497,428,008	497,428,008	0.6	81.1
15 利子割交付金	100,000	100,000,000	64,162,000	64,162,000	0.1	64.2
18 配当割交付金	108,000	108,000,000	279,718,000	279,718,000	0.4	259.0
21 株式譲渡所得割 交 付 金	23,000	98,000,000	175,352,000	175,352,000	0.2	178.9
24 地方消費税 交 付 金	3,300,000	3,300,000,000	3,092,139,000	3,092,139,000	4.0	93.7
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	135,578,997	135,578,997	0.2	84.7
30 自動車取得税 交 付 金	250,000	250,000,000	140,527,000	140,527,000	0.2	56.2
33 地方特例 交 付 金	185,000	185,000,000	161,800,000	161,800,000	0.2	87.5
35 地方交付税	50,000	50,000,000	41,858,000	41,858,000	0.1	83.7
40 交通安全対策 特別交付金	50,000	50,000,000	39,609,000	39,609,000	0.1	79.2
45 分担金及び 負 担 金	595,548	590,548,000	610,431,920	588,269,959	0.7	99.6
50 使用料及び 手 数 料	1,239,536	1,232,375,000	1,248,794,485	1,216,811,945	1.6	98.7
55 国庫支出金	10,717,017	11,234,308,000	10,693,859,487	10,693,859,487	13.8	95.2
60 県 支 出 金	4,411,276	4,471,789,000	4,204,492,284	4,204,492,284	5.4	94.0
65 財 産 収 入	296,621	302,091,000	206,194,991	205,965,507	0.3	68.2
70 寄 附 金	5,675	56,986,000	106,289,844	106,289,844	0.1	186.5
75 繰 入 金	533,239	461,191,000	431,439,559	431,439,559	0.6	93.5
80 繰 越 金	500,000	1,846,433,754	1,846,434,312	1,846,434,312	2.4	100.0
85 諸 収 入	4,780,215	4,808,451,000	5,558,461,589	5,286,930,939	6.8	110.0
90 市 債	4,614,400	4,972,900,000	4,319,500,000	4,319,500,000	5.6	86.9
合 計	75,480,000	77,838,545,754	79,701,296,830	77,217,129,238	100.0	99.2

7 平成26年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	460,464	466,320,000	453,666,106	12,653,894	0.6	97.3
10 総 務 費	7,534,576	8,801,673,307	8,436,187,212	365,486,095	11.3	95.8
15 民 生 費	29,722,627	30,053,698,000	29,044,033,863	1,009,664,137	38.9	96.6
20 衛 生 費	6,984,755	7,108,722,920	6,801,939,615	306,783,305	9.1	95.7
25 労 働 費	281,824	273,827,000	270,219,036	3,607,964	0.3	98.7
30 農林水産業費	694,740	794,868,000	745,156,585	49,711,415	1.0	93.7
35 商 工 費	3,656,794	3,833,890,700	3,646,090,798	187,799,902	4.9	95.1
40 土 木 費	9,416,983	9,231,287,194	8,489,178,295	742,108,899	11.4	92.0
45 消 防 費	2,558,601	2,677,977,672	2,628,699,228	49,278,444	3.5	98.2
50 教 育 費	7,534,772	8,026,904,770	7,746,697,707	280,207,063	10.4	96.5
60 公 債 費	6,533,864	6,526,256,000	6,448,990,530	77,265,470	8.6	98.8
70 予 備 費	100,000	43,120,191	0	43,120,191	-	-
合 計	75,480,000	77,838,545,754	74,710,858,975	3,127,686,779	100.0	96.0

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

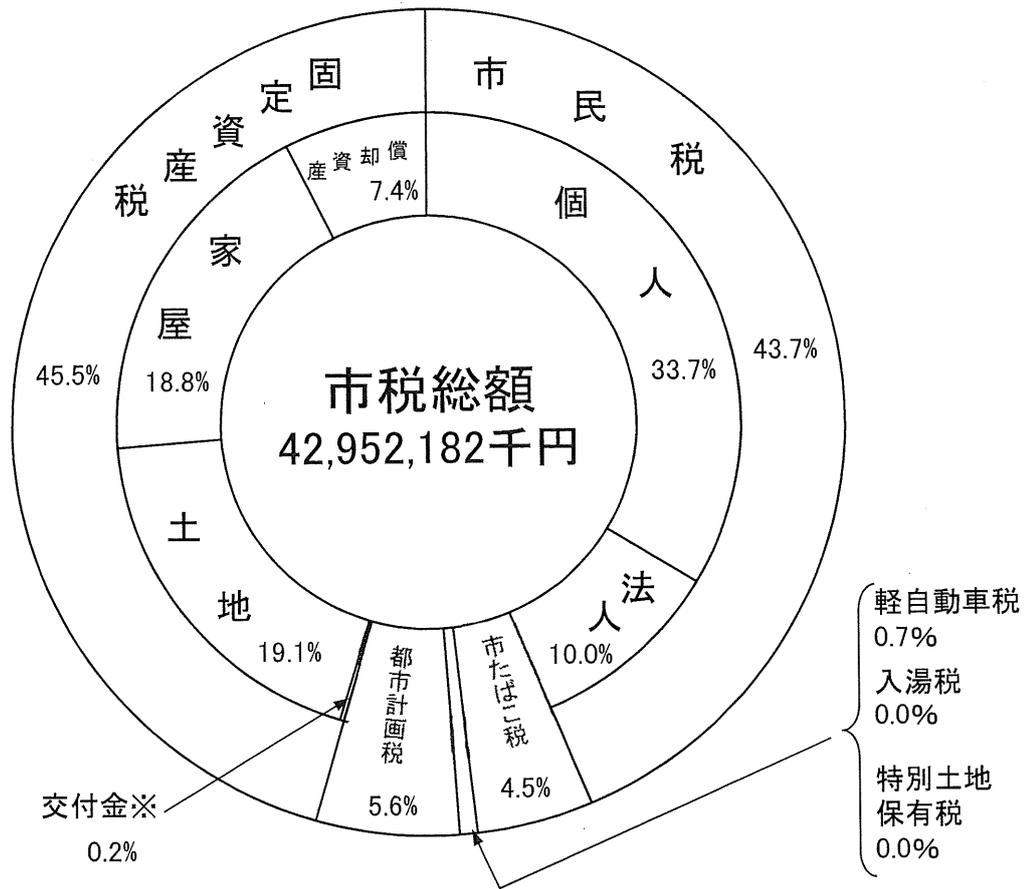
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	27年度	26年度	対前年度比
市 民 税			18,759,927	18,568,000	101.0
個 人	現年課税分		14,090,000	13,993,000	100.7
	滞納繰越分		371,000	371,000	100.0
法 人	現年課税分		4,289,100	4,200,000	102.1
	滞納繰越分		9,827	4,000	245.7
固 定 資 産 税			19,544,993	19,673,000	99.3
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,172,000	19,312,000	99.3
	滞納繰越分		280,993	269,000	104.5
国有資産等所在市町村交付金			92,000	92,000	100.0
軽 自 動 車 税			298,852	289,371	103.3
	現年課税分		293,900	283,000	103.9
	滞納繰越分		4,952	6,371	77.7
市 た ば こ 税			1,947,417	2,001,001	97.3
	現年課税分		1,947,416	2,001,000	97.3
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	0	皆増
	現年課税分		0	0	-
	滞納繰越分		1	0	皆増
入 湯 税			4,801	4,101	117.1
	現年課税分		4,800	4,100	117.1
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,396,191	2,412,000	99.3
土地家屋	現年課税分		2,356,000	2,373,000	99.3
	滞納繰越分		40,191	39,000	103.1
現 年 課 税 分 計			42,245,216	42,258,100	100.0
滞 納 繰 越 分 計			706,966	689,373	102.6
市 税 総 計			42,952,182	42,947,473	100.0

9 平成27年度市税歳入予算額の構成（当初）

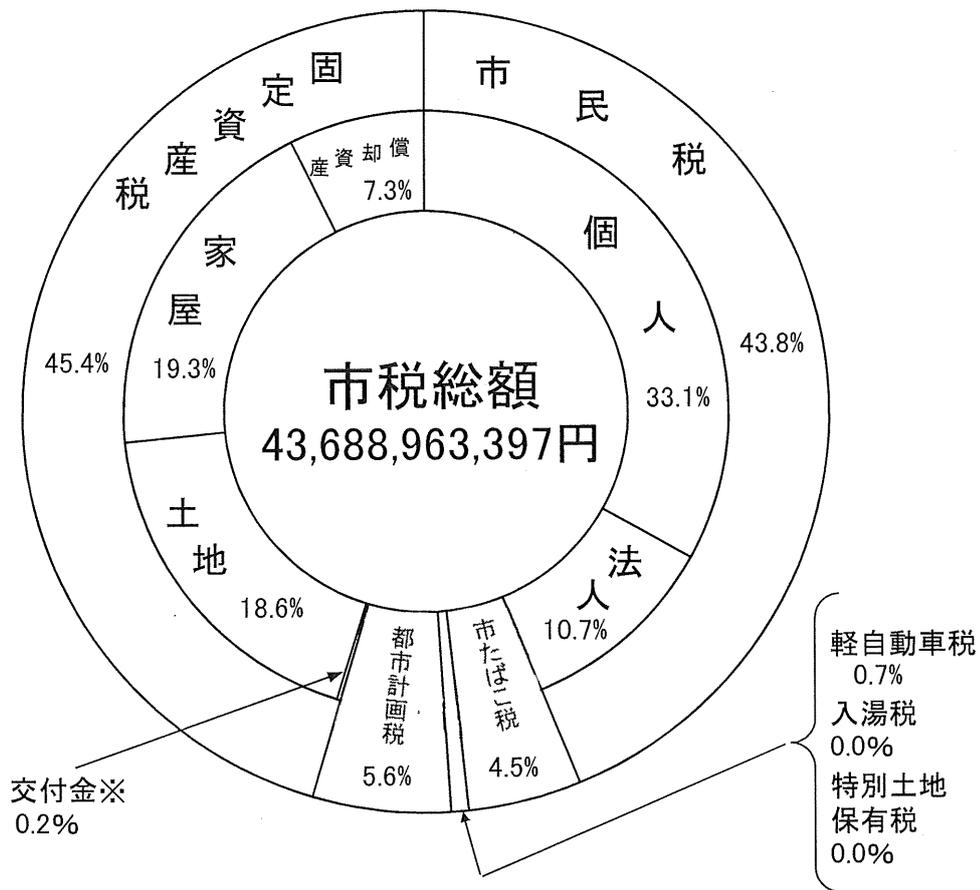


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		平成27年度	平成26年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,551,190	40,531,372	19,818	100.0
	市民税	18,759,927	18,568,000	191,927	101.0
	個人	14,461,000	14,364,000	97,000	100.7
	法人	4,298,927	4,204,000	94,927	102.3
	固定資産税	19,544,993	19,673,000	△ 128,007	99.3
	固定資産税	19,452,993	19,581,000	△ 128,007	99.3
	交付金※	92,000	92,000	0	100.0
	軽自動車税	298,852	289,371	9,481	103.3
	市たばこ税	1,947,417	2,001,001	△ 53,584	97.3
	特別土地保有税	1	0	1	皆増
2	目的税	2,400,992	2,416,101	△ 15,109	99.4
	入湯税	4,801	4,101	700	117.1
	都市計画税	2,396,191	2,412,000	△ 15,809	99.3
	合計	42,952,182	42,947,473	4,709	100.0

※国有資産等所在市町村交付金

10 平成26年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		平成26年度	平成25年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	41,248,874,244	40,255,961,044	992,913,200	102.5
	市民税	19,150,063,822	18,487,789,221	662,274,601	103.6
	個人	14,448,682,690	14,370,118,721	78,563,969	100.5
	法人	4,701,381,132	4,117,670,500	583,710,632	114.2
	固定資産税	19,811,820,440	19,451,665,334	360,155,106	101.9
	固定資産税	19,719,674,640	19,348,605,334	371,069,306	101.9
	交付金※	92,145,800	103,060,000	△ 10,914,200	89.4
	軽自動車税	293,062,706	283,471,887	9,590,819	103.4
	市たばこ税	1,993,927,276	2,033,034,602	△ 39,107,326	98.1
	特別土地保有税	0	0	0	—
2	目的税	2,440,089,153	2,391,250,154	48,838,999	102.0
	入湯税	4,649,100	4,344,000	305,100	107.0
	都市計画税	2,435,440,053	2,386,906,154	48,533,899	102.0
	合計	43,688,963,397	42,647,211,198	1,041,752,199	102.4

※国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

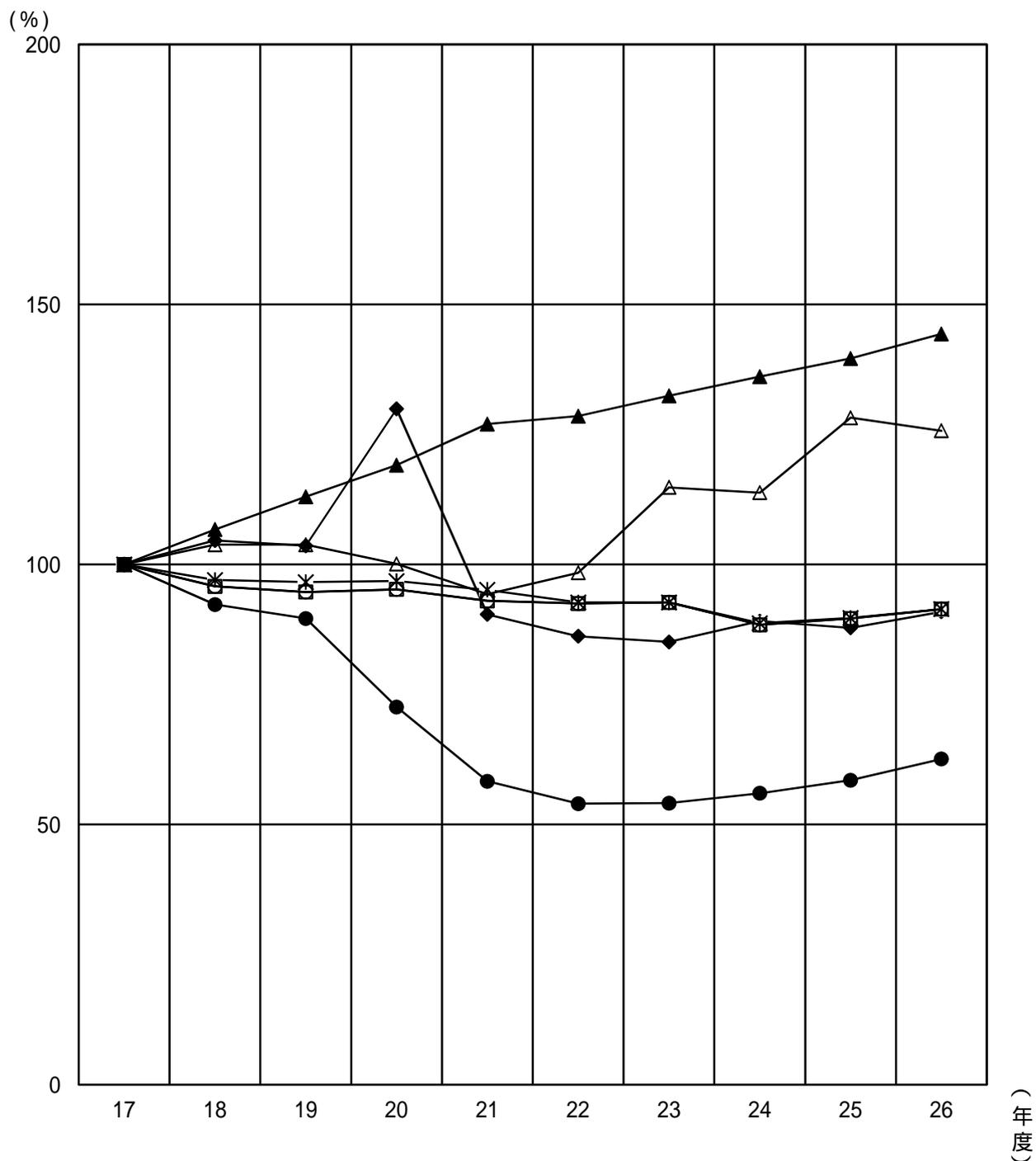
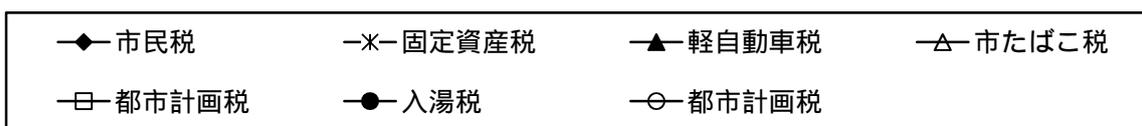
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
22	42,750,359	47,055,674	42,555,891	431,621	4,216,915
23	42,957,128	46,714,002	42,568,239	254,772	4,068,160
24	42,685,070	46,149,619	42,418,979	382,121	3,348,518
25	42,531,633	45,881,081	42,647,211	500,288	2,733,581
26	42,947,473	45,847,226	43,688,963	224,125	1,934,137

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
22	97.9	97.0	90.4	99.4
23	100.5	100.0	91.1	100.0
24	99.4	99.6	91.9	100.3
25	99.6	100.5	93.0	100.0
26	101.0	102.4	95.3	100.1

1.3 市税の伸長率



平成17年度の決算額を100としたときの平成26年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	都市計画税
90.9	91.4	144.3	125.7	0.0	62.6	91.4

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	26年度	区 分	年 度	25年度	
税収入額	(1) 市 税		43,688,963	税収入額	(1) 市 税	42,647,211	
	(2) 個人 の 県 民 税		9,624,430		(2) 個人 の 県 民 税	9,556,152	
	(3) 合 計		53,313,393		(3) 合 計	52,203,363	
徴 税 費	人件費	(4) 基 本 給	265,104	徴 税 費	人件費	(4) 基 本 給	274,878
		(5) 諸 手 当	216,507			(5) 諸 手 当	221,078
		ア 超 過 勤 務 手 当	41,119			ア 超 過 勤 務 手 当	38,776
		イ 税 務 特 別 手 当				イ 税 務 特 別 手 当	
		ウ そ の 他 の 手 当	175,388			ウ そ の 他 の 手 当	182,302
		(6) そ の 他	77,202			(6) そ の 他	77,174
		(7) 小 計	558,813			(7) 小 計	573,130
徴 税 費	需用費	(8) 旅 費	725	徴 税 費	需用費	(8) 旅 費	978
		(9) 賃 金				(9) 賃 金	
		(10) そ の 他	11,197			(10) そ の 他	10,154
		(11) 小 計	11,922			(11) 小 計	11,132
徴 税 費	報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		徴 税 費	報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金	
		(13) 納税貯蓄組合補助金	200			(13) 納税貯蓄組合補助金	200
		(14) 納 税 奨 励 金				(14) 納 税 奨 励 金	
		(15) そ の 他				(15) そ の 他	
		(16) 小 計	200			(16) 小 計	200
		(17) そ の 他	122,282			(17) そ の 他	182,572
(18) 合 計	693,217	(18) 合 計	767,034				
県税徴収 取扱費	(19) 納税義務者数を基準にした額		347,885	県税徴収 取扱費	(19) 納税義務者数を基準にした額		333,044
	(20) 報奨金の額に相当する金額		0		(20) 報奨金の額に相当する金額		0
	(21) 合 計		347,885		(21) 合 計		333,044
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			345,332	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			433,990
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.3%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.5%
	(24) (22) / (1)		0.8%		(24) (22) / (1)		1.0%
徴税職員数4月1日現在			73人	徴税職員数4月1日現在			73人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		23	24	25	26	27	
納税義務者数	普通徴収	34,782	34,874	34,664	32,772	31,347	
	給与特別徴収	60,563	60,406	60,816	61,604	65,306	
	年金特別徴収	12,698	13,289	14,042	15,795	14,670	
	計	108,043	108,569	109,522	110,171	111,323	
税	市民税	普通徴収均等割	106,835	107,186	107,338	122,604	112,698
		普通徴収所得割	3,799,505	3,906,351	3,883,432	3,890,558	3,619,669
		給与特別徴収均等割	178,602	177,887	179,094	207,159	223,059
		給与特別徴収所得割	8,742,257	9,144,311	9,199,250	9,154,584	9,505,025
		年金特別徴収均等割	34,932	36,407	37,923	45,711	46,365
		年金特別徴収所得割	612,157	628,903	642,802	656,845	651,658
		小計	13,474,288	14,001,045	14,049,839	14,077,461	14,158,474
	県民税	普通徴収均等割	46,399	46,562	46,652	63,024	57,951
		普通徴収所得割	2,547,515	2,619,342	2,603,793	2,608,264	2,426,717
		給与特別徴収均等割	77,397	77,087	77,611	104,318	114,721
		給与特別徴収所得割	5,863,955	6,133,788	6,170,682	6,140,447	6,375,703
		年金特別徴収均等割	15,031	15,660	16,292	23,507	23,844
		年金特別徴収所得割	410,658	421,818	431,261	440,530	436,978
小計		8,960,955	9,314,257	9,346,291	9,380,090	9,435,914	
額	市・県民税	普通徴収均等割	153,234	153,748	153,990	185,628	170,649
		普通徴収所得割	6,347,020	6,525,693	6,487,225	6,498,822	6,046,386
		給与特別徴収均等割	255,999	254,974	256,705	311,477	337,780
		給与特別徴収所得割	14,606,212	15,278,099	15,369,932	15,295,031	15,880,728
		年金特別徴収均等割	49,963	52,067	54,215	69,218	70,209
		年金特別徴収所得割	1,022,815	1,050,721	1,074,063	1,097,375	1,088,636
		合計	22,435,243	23,315,302	23,396,130	23,457,551	23,594,388
伸び率		97.7	103.9	100.3	100.2	100.6	
特定あん分率(県)		39.94	39.94	39.94	39.98	39.99	

平成26年度の納税義務者数については、記載に誤りがあり、正しい数値に訂正しております。
(平成27年11月5日訂正)

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位 : 人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
23	3,834	0	103,301	107,135
24	3,661	0	103,930	107,591
25	3,725	0	104,869	108,594
26	4,084	0	105,146	109,230
27	4,225	0	105,972	110,197

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
23	83,179	3,404	24	16,694	103,301
24	83,427	3,451	31	17,021	103,930
25	83,849	3,447	24	17,549	104,869
26	83,920	3,446	22	17,758	105,146
27	84,992	3,560	26	17,394	105,972

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		23	24	25	26	27
区 分						
納 税 義 務 者 数		103,301	103,930	104,869	105,146	105,972
総 所 得 金 額	総 所 得 金 額	342,777,503	344,283,424	345,708,555	345,505,427	350,436,164
	山 林 所 得 金 額	1,985	1,271	0	0	0
	分 離 譲 渡 金 額 等	6,881,666	7,970,249	6,775,272	11,846,915	9,417,943
	計	349,661,154	352,254,944	352,483,827	357,352,342	359,854,107
所 得 控 除 額	雑 損	9,399	25,403	5,676	6,943	6,843
	医 療 費	2,496,555	2,521,974	2,515,138	2,466,982	2,480,169
	社 会 保 険 料	50,409,207	52,230,071	53,426,307	54,986,739	56,884,063
	小 規 模 共 済	632,983	651,046	666,981	673,584	743,245
	生 命 保 険 料	2,890,303	2,879,573	3,057,493	3,168,469	3,292,509
	損 害 保 険 料	-	-	-	-	-
	地 震 保 険 料	233,017	233,558	238,363	242,176	243,368
	寄 附 金	-	-	-	-	-
	障 害 者	947,620	970,760	983,300	983,680	974,500
	老 年 者	-	-	-	-	-
	寡 婦	405,740	432,080	437,700	456,940	469,360
	寡 夫	66,560	65,520	62,920	59,540	58,240
	勤 労 学 生	1,820	780	1,560	2,600	2,340
	配 偶 者	10,401,140	10,355,990	10,302,580	10,179,160	9,977,090
	配 偶 者 特 別	505,390	526,390	556,280	559,150	571,380
	扶 養	16,512,250	6,816,700	6,848,500	7,027,820	6,973,840
同 居 特 障 加 算 分	206,080	216,890	219,190	207,690	205,390	
基 礎	34,089,330	34,296,900	34,606,770	34,698,180	34,970,760	
計	119,807,394	112,223,635	113,928,758	115,719,653	117,853,097	
課 税 標 準 額	総 所 得 金 額	223,342,294	232,281,200	232,037,960	229,918,047	232,680,855
	山 林 所 得 金 額	1,984	1,270	0	0	0
	分 離 譲 渡 金 額 等	6,509,482	7,748,839	6,517,109	11,714,642	9,320,155
	計	229,853,760	240,031,309	238,555,069	241,632,689	242,001,010
算 出 税 額		13,588,910	14,161,172	14,108,417	14,100,653	14,235,806
税 額 控 除 額 等		204,533	216,880	199,458	165,052	168,423
調 整 控 除		235,562	207,746	210,674	212,149	212,955
定 率 控 除 額		-	-	-	-	-
配 当 割 額・株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額		7,023	9,626	12,278	39,851	32,034
所 得 割 額		13,141,792	13,726,920	13,686,007	13,683,601	13,822,394

(5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度	23		24		25		26		27	
調定した月	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
4月	76	12,314	40	7,611	50	6,145	75	13,373	78	11,115
5月	304	52,239	331	55,454	214	50,842	277	42,296	208	31,609
6月	56	8,755	58	9,056	75	16,675	29	3,245	37	16,251
7月	42	6,857	55	10,182	43	9,825	46	12,198	-	-
8月	50	6,513	52	6,192	45	7,468	40	4,885	-	-
9月	37	5,515	31	3,586	27	3,655	19	2,222	-	-
10月	51	5,930	37	3,958	32	3,446	29	3,151	-	-
11月	106	13,628	64	9,666	48	7,100	34	4,654	-	-
12月	37	5,233	50	6,213	48	6,787	21	2,750	-	-
1月	25	2,303	54	11,396	25	4,704	26	2,725	-	-
2月	34	4,319	43	5,780	23	3,626	38	3,779	-	-
3月	38	4,585	38	4,700	37	5,659	60	13,704	-	-
合計	856	128,191	853	133,794	667	125,932	694	108,982	323	依存財源

24,581,693
32.60%

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,586	151	1	814	215	3,767
10万円超え 100万円以下	20,525	1,115	9	8,999	198	30,846
100万円超え 200万円以下	25,031	927	10	3,879	196	30,043
200万円超え 300万円以下	16,065	612	3	1,301	146	18,127
300万円超え 400万円以下	8,781	287	1	500	113	9,682
400万円超え 550万円以下	6,941	191	1	360	121	7,614
550万円超え 700万円以下	2,261	68	0	199	71	2,599
700万円超え 1,000万円以下	1,406	76	1	232	60	1,775
1,000万円超え	979	108	0	334	98	1,519
合 計	84,575	3,535	26	16,618	1,218	105,972
200万円以下	48,142	2,193	20	13,692	609	64,656
200万円超え 700万円以下	34,048	1,158	5	2,360	451	38,022
700万円超え	2,385	184	1	566	158	3,294

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位 : 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,367,096	115,892	1,189	682,629	2,510,981	4,677,787
10万円超え 100万円以下	26,942,833	1,617,970	14,497	12,402,306	1,556,657	42,534,263
100万円超え 200万円以下	61,162,451	2,326,113	21,307	9,159,472	1,468,216	74,137,559
200万円超え 300万円以下	59,617,316	2,195,022	10,518	4,575,624	1,299,750	67,698,230
300万円超え 400万円以下	44,039,092	1,330,146	4,250	2,305,219	1,193,392	48,872,099
400万円超え 550万円以下	44,760,820	1,151,392	6,590	2,126,280	1,722,619	49,767,701
550万円超え 700万円以下	18,352,862	513,025	0	1,516,201	1,042,819	21,424,907
700万円超え 1,000万円以下	14,411,136	771,664	8,744	2,247,633	878,730	18,317,907
1,000万円超え	19,489,390	2,715,144	0	6,438,869	3,780,251	32,423,654
合計	290,142,996	12,736,368	67,095	41,454,233	15,453,415	359,854,107
200万円以下	89,472,380	4,059,975	36,993	22,244,407	5,535,854	121,349,609
200万円超え 700万円以下	166,770,090	5,189,585	21,358	10,523,324	5,258,580	187,762,937
700万円超え	33,900,526	3,486,808	8,744	8,686,502	4,658,981	50,741,561

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

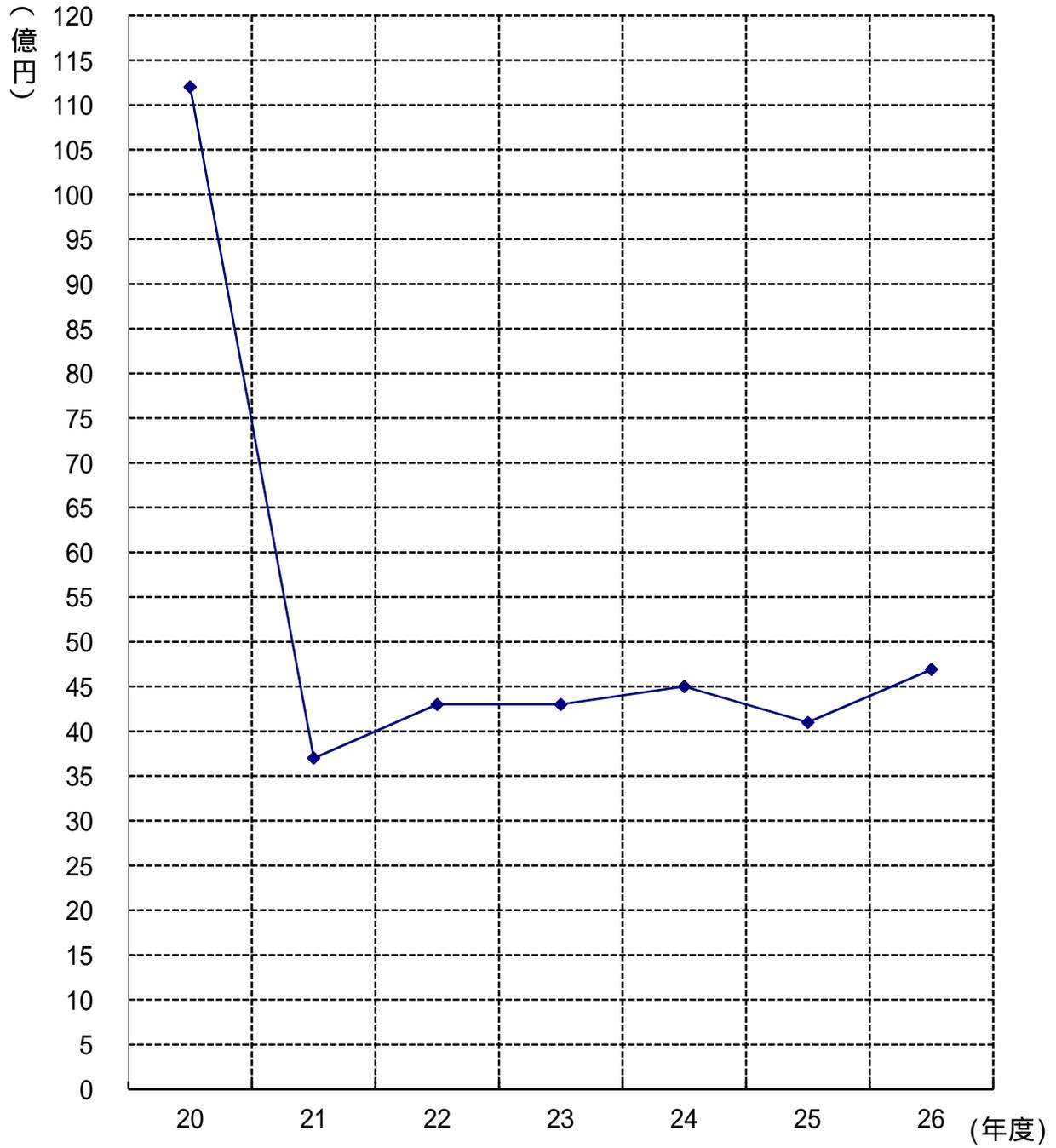
区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業		専 従 者 給 与 額
		専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数				専 従 者 数		
								配 偶 者	配 偶 者 以 外	
1 8	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	78,453	
1 9	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	85,490	
2 0	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	78,583	
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815	
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328	
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873	
2 4	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412	
2 5	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877	
2 6	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660	
2 7	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区分		年度	26	25	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
法人 税 割	確定 ・ 予定	14.7	2,280,060	1,963,348	116.1	48.6
		13.5	593,691	403,939	147.0	12.6
		12.3	836,568	769,059	108.8	17.8
	修正 ・ 更正	14.7	21,814	11,068	197.1	0.5
		13.5	2,525	9,173	27.5	0.1
		12.3	9,974	16,020	62.3	0.2
小計			3,744,632	3,172,607	118.0	79.8
均等割			950,178	955,563	99.4	20.2
合計			4,694,810	4,128,170	113.7	100.0
納 税 義 務 者 数	地方税法 第三百 十二 条第 一項	第1号法人	5,105	5,105	100.0	68.5
		第2号法人	88	65	135.4	1.2
		第3号法人	1,055	1,076	98.0	14.2
		第4号法人	109	96	113.5	1.5
		第5号法人	425	425	100.0	5.7
		第6号法人	62	61	101.6	0.8
		第7号法人	506	500	101.2	6.8
		第8号法人	45	44	102.3	0.6
		第9号法人	58	60	96.7	0.8
		法人でない社団等	-	-	-	-
計			7,453	7,432	100.3	100.1

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位 : 円・件・%)

年度 月	26		25		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	108,294,200	583	105,037,000	586	103.1
5	285,935,000	1,351	279,810,300	1,332	102.2
6	1,249,219,700	1,498	1,353,833,500	1,445	92.3
7	666,986,800	843	326,106,000	780	204.5
8	230,553,000	865	217,008,500	757	106.2
9	145,992,500	749	114,236,000	570	127.8
10	150,340,900	815	118,192,900	704	127.2
11	1,025,415,900	1,593	905,009,500	1,560	113.3
12	97,103,700	569	99,473,400	515	97.6
1	63,599,200	576	40,989,400	342	155.2
2	450,308,900	1,085	384,191,900	946	117.2
3	221,060,000	846	184,281,900	511	120.0
計	4,694,809,800	11,373	4,128,170,300	10,048	113.7

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位：千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	23	1,241,549,554	1,263,671,799
	24	1,164,689,920	1,193,024,753
	25	1,174,211,709	1,196,056,794
	26	1,196,856,524	1,216,344,470
	27	1,183,320,149	1,204,721,209
償 却 資 産	23	251,689,247	-
	24	239,646,246	-
	25	231,897,546	-
	26	227,590,916	-
	27	224,926,016	-
計	23	1,493,238,801	1,263,671,799
	24	1,404,336,166	1,193,024,753
	25	1,406,109,255	1,196,056,794
	26	1,424,447,440	1,216,344,470
	27	1,408,246,165	1,204,721,209

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税 点未満の もの(㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ) - (ハ) (㎡) (ニ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	30,440	5,049,683	325,500	4,724,183	505,062	32,566
	介在田等	460	37,592		37,592	2,179,139	
畑	一般畑	72,689	7,424,899	756,384	6,668,515	469,060	47,117
	介在畑等	119,992	818,081	62	818,019	42,046,954	2,217
宅 地	小規模 住宅用地		10,548,586	3,283	10,545,303	690,456,030	161,055
	一般 住宅用地		3,404,940	988	3,403,952	164,389,766	30,005
	商業地等 (非住宅用地)		7,481,515	21	7,481,494	398,507,531	1,354
	計	2,487,052	21,435,041	4,292	21,430,749	1,253,353,327	192,414
塩 田							
鉱 泉 地			20		20	496	
池 沼							
山 林	一般山林	2,409,456	14,758,640	1,392,053	13,366,587	434,339	44,783
	介在山林	457	17,759	23	17,736	208,186	184
牧 場			25,658		25,658	11,931	
原 野		1,023	320,084	10,385	309,699	5,224	237
雑 種 地	ゴルフ場 の用地	29,142	3,673,602		3,673,602	11,721,830	
	遊園地等 の用地	680,739					
	鉄 軌 道 用 地	161	59,314		59,314	4,792,484	
	その他の 雑 種 地	1,143,617	4,729,670	110,266	4,619,404	156,696,591	96,538
	計	1,853,659	8,462,586	110,266	8,352,320	173,210,905	96,538
そ の 他		28,514,729					
合 計		35,489,957	58,350,043	2,598,965	55,751,078	1,472,424,623	416,056

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)	最高価格 (円/㎡) (力)
472,496	472,496	81	8,027	566	7,461	100	113
2,179,139	725,701	1	78		78	57,968	83,200
421,943	421,943	170	14,114	1,691	12,423	63	81
42,044,737	13,998,128	200	2,502	5	2,497	51,397	144,400
690,294,975	114,905,255		67,279	312	66,967	65,455	393,050
164,359,761	54,746,332		25,628	136	25,492	48,280	326,723
398,506,177	271,661,949		10,396	10	10,386	53,266	695,251
1,253,160,913	441,313,536	2,527	103,303	458	102,845	58,472	695,251
496	496		6		6	24,800	35,983
389,556	389,556	1,165	10,141	1,745	8,396	29	44
208,002	143,763	2	72	2	70	11,723	26,696
11,931	11,931		32		32	465	465
4,987	4,987	9	138	15	123	16	25
11,721,830	8,205,281	144	2,620		2,620	3,191	16,100
		607					
4,792,484	3,301,909	2	93		93	192,546	388,793
156,600,053	106,809,202	2,692	14,644	1,237	13,407	33,131	479,598
173,114,367	118,316,392	3,445	17,357	1,237	16,120	20,468	479,598
		77,116					
1,472,008,567	575,798,929	84,716	155,770	5,719	150,051	25,234	

(3) 宅地に関する調べ

地区別		区分	地積		決定価格	
			(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区		繁華街				
		高度商業地区				
		高度商業地区		89,006		30,674,054
		普通商業地区		613,976		67,198,415
		計		702,982		97,872,469
住宅地区		併用住宅地区		1,623,704		126,205,987
		高級住宅地区				
		普通住宅地区		11,314,764		754,718,167
		計		12,938,468		880,924,154
工業地区		大工場地区		2,693,707		102,077,692
		中小工場地区		1,862,857		93,386,528
		家内工業地区				
		計		4,556,564		195,464,220
村落地区		集団地区		1,791,445		47,476,094
		村落地区		1,392,827		31,199,442
		計		3,184,272		78,675,536
		観光地区				
		農業用施設の用に供する宅地		48,463		224,534
		生産緑地地区内の宅地		0		0
		合計		21,430,749		1,253,160,913

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m ²)	最高価格 (円/m ²)
20,022,293	331	344,629	695,251
36,220,507	1,583	109,448	332,080
56,242,800	1,914	139,225	695,251
53,642,283	6,669	77,727	181,142
175,266,912	73,853	66,702	163,710
228,909,195	80,522	68,086	181,142
69,148,309	625	37,895	72,140
60,943,850	2,905	50,131	101,312
130,092,159	3,530	42,897	101,312
14,244,716	10,059	26,502	39,000
11,667,492	6,665	22,400	37,440
25,912,208	16,724	24,708	39,000
157,174	155	4,633	4,712
0	0		0
441,313,536	102,845	58,475	695,251

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		52,078	5,431,200
	法定免税点 未満のもの		1,564	48,363
	法定免税点 以上のもの		50,514	5,382,837
木 造 以 外	総 数		17,271	9,229,905
	法定免税点 未満のもの		200	3,834
	法定免税点 以上のもの		17,071	9,226,071
合 計	総 数	64,629	69,349	14,661,105
	法定免税点 未満のもの	1,430	1,764	52,197
	法定免税点 以上のもの	63,199	67,585	14,608,908

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
147,966,736	27,244
83,760	1,732
147,882,976	27,473
462,615,486	50,121
19,118	4,986
462,596,368	50,140
610,582,222	41,646
102,878	1,971
610,479,344	41,788

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	58,316,575	58,006,212
	機 械 及 び 装 置	85,979,040	83,235,322
	船 舶	1,351	1,351
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	955,942	955,942
	工 具、器 具 及 び 備 品	53,971,247	53,942,833
	調 整 額		
	小 計 (ハ)	199,224,155	196,141,660
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	29,304,438	28,784,356
	道府県知事が価格等を決定し、配分したものの		
	小 計 (ニ)	29,304,438	28,784,356
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		228,528,593	224,926,016
同上内訳	市 町 村 分 の 額		224,926,016
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法第349条の3						第1項	第2項	第23項
	第3項	第10項	第21項	第22項					
決定価格 (千円)	3,104,487	13,748	167,133	38,290			134,026	161,732	68,870
課税標準額 (千円)	1,309,793	6,874	55,711	19,145			100,520	42,957	41,322

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅 地	山 林	その他	評価総地積 (千㎡)
1 8	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830
1 9	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
2 0	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
2 1	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
2 2	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
2 3	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
2 4	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
2 5	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
2 6	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
2 7	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総 棟 数 (棟)			総 床 面 積 (㎡)		
	計	木 造	木造以外	計	木 造	木造以外
1 8	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540
1 9	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
2 0	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
2 1	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
2 2	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
2 3	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
2 4	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
2 5	68,314	51,429	16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
2 6	68,917	51,749	17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
2 7	69,349	52,078	17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成27年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	13,596	16	13,612	16	1	13,595	1,000	13,595,000	
	50cc超 90cc以下	947	16	963	16	0	947	1,200	1,136,400	
	90cc超 125cc以下	3,718	27	3,745	27	0	3,718	1,600	5,948,800	
	ミニカー	237	0	237	0	0	237	2,500	592,500	
	小計	18,498	59	18,557	59	1	18,497		21,272,700	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	3,895	22	3,917	22	1	3,894	2,400	9,345,600	
	三輪車	9	0	9	0	0	9	3,100	27,900	
	四輪車	乗用	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
		営業用 自家用	29,923	10	29,933	10	318	29,605	7,200	213,156,000
	貨物用	営業用	540	0	540	0	5	535	3,000	1,605,000
		自家用	9,908	39	9,947	39	61	9,847	4,000	39,388,000
	農耕用	1,388	3	1,391	3	0	1,388	1,600	2,220,800	
	特殊作業用	290	0	290	0	0	290	4,700	1,363,000	
小計	45,954	74	46,028	74	385	45,569		267,111,800		
二輪の小型自動車		3,710	40	3,750	40	0	3,710	4,000	14,840,000	
合計		68,162	173	68,335	173	386	67,776		303,224,500	

(2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度		25		26		27	
	台数	調定額	対前年度比	台数	調定額	対前年度比	構成比	
原動機付自転車	50cc以下	14,176	96.3	13,969	98.5	13,595	97.3	20.1
		14,176,000	96.3	13,969,000	98.5	13,595,000	97.3	4.5
	50cc超 90cc以下	1,002	96.9	988	98.6	947	95.9	1.4
		1,202,400	96.9	1,185,600	98.6	1,136,400	95.9	0.4
	90cc超 125cc以下	3,245	108.5	3,469	106.9	3,718	107.2	5.5
		5,192,000	108.5	5,550,400	106.9	5,948,800	107.2	2.0
ミニカー	241	98.8	256	106.2	237	92.6	0.3	
	602,500	98.8	640,000	106.2	592,500	92.6	0.2	
小計	18,664	98.3	18,682	100.1	18,497	99.0	27.3	
	21,172,900	99.2	21,345,000	100.8	21,272,700	99.7	7.1	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	3,960	97.8	3,971	100.3	3,894	98.1	5.7
		9,504,000	97.8	9,530,400	100.3	9,345,600	98.1	3.1
三輪車	9	100.0	10	111.1	9	90.0	0.0	
	27,900	100.0	31,000	111.1	27,900	90.0	0.0	
四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	0.0
		自家用	5,500	100.0	5,500	100.0	5,500	100.0
米軍	貨物用	27,085	104.5	28,432	105.0	29,605	104.1	43.7
		195,012,000	104.5	204,710,400	105.0	213,156,000	104.1	70.3
米軍	貨物用	0		0		0		0.0
		0		0		0		0.0
二輪の小型自動車	農耕用	531	101.0	529	99.6	535	101.1	0.8
		1,593,000	101.0	1,587,000	99.6	1,605,000	101.1	0.5
特殊作業用	小計	9,944	100.1	9,940	100.0	9,847	99.1	14.5
		39,776,000	100.1	39,760,000	100.0	39,388,000	99.1	13.0
農耕用	小計	1,367	101.5	1,372	100.4	1,388	101.2	2.0
		2,187,200	101.5	2,195,200	100.4	2,220,800	101.2	0.7
特殊作業用	小計	287	104.7	283	98.6	290	102.5	0.4
		1,348,900	104.7	1,330,100	98.6	1,363,000	102.5	0.4
小計	小計	43,184	102.7	44,538	103.1	45,569	102.3	67.1
		249,454,500	103.5	259,149,600	103.9	267,111,800	103.1	88.0
二輪の小型自動車	小計	3,703	101.8	3,725	100.6	3,710	99.6	5.5
		14,812,000	101.8	14,900,000	100.6	14,840,000	99.6	4.9
合計	合計	65,551	101.3	66,945	102.1	67,776	101.2	99.9
		285,439,400	103.0	295,394,600	103.5	303,224,500	102.7	100.0

(注) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したものの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	24	対前年度比 (%)	25	対前年度比 (%)	26	対前年度比 (%)
4	149,018,206	89.2	151,277,364	101.5	219,650,065	145.2
	32,867,307	89.7	33,447,882	101.8	42,622,583	127.4
5	147,276,040	137.1	168,753,044	114.6	125,434,277	74.3
	32,485,088	138.8	32,728,833	100.8	24,420,804	74.6
6	154,028,345	103.5	186,851,169	121.3	161,106,316	86.2
	33,968,584	104.1	36,291,341	106.8	31,352,110	86.4
7	153,670,398	95.2	163,137,122	106.2	164,127,345	100.6
	33,930,842	95.5	31,678,754	93.4	31,943,301	100.8
8	157,498,483	86.9	188,551,432	119.7	172,923,546	91.7
	34,768,287	87.3	36,606,322	105.3	33,647,581	91.9
9	164,615,334	101.8	176,562,131	107.3	169,983,049	96.3
	36,368,442	102.3	34,289,372	94.3	33,080,308	96.5
10	143,971,531	94.0	169,529,755	117.8	166,087,247	98.0
	31,808,602	94.3	32,935,153	103.5	32,370,063	98.3
11	163,101,802	108.0	170,830,630	104.7	180,425,421	105.6
	36,026,174	108.3	33,211,579	92.2	35,123,511	105.8
12	149,234,473	99.4	169,422,881	113.5	153,652,448	90.7
	32,983,739	99.7	32,922,057	99.8	29,914,351	90.9
1	154,195,603	96.6	172,386,893	111.8	181,648,258	105.4
	34,064,141	96.9	33,490,181	98.3	35,357,279	105.6
2	134,080,930	98.7	161,552,533	120.5	150,197,791	93.0
	29,640,543	99.0	31,387,870	105.9	29,226,944	93.1
3	134,133,803	93.5	154,179,648	114.9	148,691,513	96.4
	29,648,459	93.7	29,960,095	101.1	28,951,447	96.6
手持品 課税						
計	1,804,824,948	99.1	2,033,034,602	112.6	1,993,927,276	98.1
	398,560,208	99.5	398,949,439	100.1	388,010,282	97.3

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
22	419,577,259	[平成18年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円	1,529,942,917
23	400,424,955	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,564円	1,821,142,576
24	398,560,208	・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,804,824,948
25	398,949,439	[平成25年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円	2,033,034,602
26	388,010,282	・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,495円	1,993,927,276

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

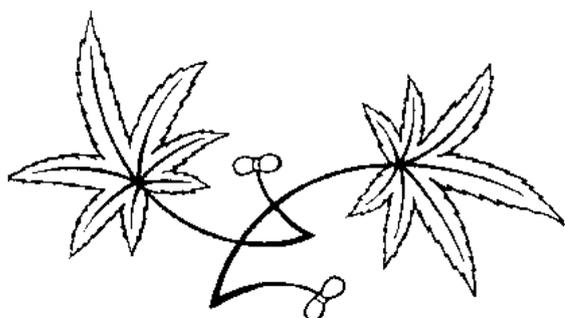
区分 \ 年度	24	25	26
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	27,747人	29,812人	30,142人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,312人	2,484人	2,512人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 11軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	24		25		26	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	360,750	201.9	390,150	108.1	456,000	116.9
5月	296,100	150.5	325,500	109.9	293,100	90.0
6月	327,300	101.9	350,700	107.1	362,700	103.4
7月	264,750	98.7	273,900	103.5	308,700	112.7
8月	292,200	95.3	275,400	94.3	263,400	95.6
9月	431,700	101.9	611,850	141.7	534,150	87.3
10月	273,450	105.1	264,300	96.7	323,850	122.5
11月	320,700	80.5	353,250	110.1	358,200	101.4
12月	439,650	96.0	444,150	101.0	482,850	108.7
1月	439,050	93.1	497,700	113.4	472,050	94.8
2月	375,150	88.6	401,100	106.9	352,200	87.8
3月	341,250	108.7	283,800	83.2	314,100	110.7
合計	4,162,050	103.5	4,471,800	107.4	4,521,300	101.1

第3章 納税



市の木 もみじ
(昭和44年2月1日制定)

もみじ(カエデ科)

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

平成26年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	18,193,000,000	18,960,250,361	18,649,396,071	260,191	310,594,099	102.51	98.36	98.14
内	個人	13,993,000,000	14,265,440,561	13,966,198,528	210,191	299,031,842	99.81	97.90	97.73
	法人	4,200,000,000	4,694,809,800	4,683,197,543	50,000	11,562,257	111.50	99.75	99.54
分	固定資産税	19,404,000,000	19,603,487,500	19,470,511,191	83,253	132,893,056	100.34	99.32	99.02
内	土地・家屋	16,164,000,000	16,342,729,400	16,212,119,551	83,253	130,526,596	100.30	99.20	98.84
	償却資産	3,148,000,000	3,168,612,300	3,166,245,840	0	2,366,460	100.58	99.93	99.88
分	軽自動車税	283,000,000	293,019,400	287,804,676	7,200	5,207,524	101.70	98.22	97.87
入	市たばこ税	2,001,000,000	1,993,927,276	1,993,927,276	0	0	99.65	100.00	100.00
	都市計画税	2,373,000,000	2,404,229,100	2,385,014,683	12,247	19,202,170	100.51	99.20	98.84
計	入湯税	4,100,000	4,521,300	4,521,300	0	0	110.28	100.00	97.14
計		42,258,100,000	43,259,434,937	42,791,175,197	362,891	467,896,849	101.26	98.92	98.67
滞 納 繰 越 分	市民税	375,000,000	1,438,343,374	500,667,751	160,754,819	776,920,804	133.51	34.81	23.41
内	個人	371,000,000	1,404,019,025	482,484,162	156,752,071	764,782,792	130.05	34.36	23.37
	法人	4,000,000	34,324,349	18,183,589	4,002,748	12,138,012	454.59	52.98	25.85
分	固定資産税	269,000,000	983,216,219	341,309,249	52,547,536	589,359,434	126.88	34.71	24.41
内	土地・家屋	264,300,000	963,304,008	335,315,415	48,904,802	579,083,791	126.87	34.81	24.50
	償却資産	4,700,000	19,912,211	5,993,834	3,642,734	10,275,643	127.53	30.10	20.13
分	軽自動車税	6,371,000	21,015,133	5,258,030	3,106,209	12,650,894	82.53	25.02	25.31
入	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計	特別土地保有税	0	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00
分	都市計画税	39,000,000	144,863,491	50,425,370	7,354,419	87,083,702	129.30	34.81	24.50
入	入湯税	1,000	127,800	127,800	0	0	12780.00	100.00	0.00
計		689,373,000	2,587,791,417	897,788,200	223,762,983	1,466,240,234	130.23	34.69	23.86
市税総計		42,947,473,000	45,847,226,354	43,688,963,397	224,125,874	1,934,137,083	101.73	95.29	92.95
前年度同期		42,531,633,000	45,881,081,747	42,647,211,198	500,288,839	2,733,581,710	100.27	92.95	91.92

平成25年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	18,091,900,000	18,371,232,655	18,029,482,240	319,940	341,430,475	99.65	98.14	97.92
内	個 人	13,826,000,000	14,243,062,355	13,920,395,140	319,940	322,347,275	100.68	97.73	97.35
	法 人	4,265,900,000	4,128,170,300	4,109,087,100	0	19,083,200	96.32	99.54	99.73
分	固 定 資 産 税	19,075,000,000	19,316,041,000	19,127,420,125	83,808	188,537,067	100.27	99.02	98.80
内	土 地 ・ 家 屋	15,721,000,000	16,001,285,400	15,816,365,425	83,808	184,836,167	100.61	98.84	98.56
	償 却 資 産	3,254,000,000	3,211,695,600	3,207,994,700	0	3,700,900	98.59	99.88	99.89
分	入 湯 税	3,800,000	4,471,800	4,344,000	0	127,800	114.32	97.14	100.00
計		41,840,700,000	42,374,173,757	41,810,299,172	425,140	563,449,445	99.93	98.67	98.44
滞 納 繰 越 分	市 民 税	360,080,000	1,957,374,696	458,306,981	254,145,586	1,244,922,129	127.28	23.41	21.29
	個 人	357,000,000	1,924,166,394	449,723,581	245,414,833	1,229,027,980	125.97	23.37	21.13
内	法 人	3,080,000	33,208,302	8,583,400	8,730,753	15,894,149	278.68	25.85	29.71
	固 定 資 産 税	281,800,000	1,328,231,677	324,245,209	211,201,207	792,785,261	115.06	24.41	19.24
内	土 地 ・ 家 屋	275,600,000	1,301,726,980	318,909,659	206,269,071	776,548,250	115.71	24.50	19.24
	償 却 資 産	6,200,000	26,504,697	5,335,550	4,932,136	16,237,011	86.06	20.13	19.48
分	軽 自 動 車 税	7,050,000	24,533,450	6,208,890	3,373,130	14,951,430	88.07	25.31	29.39
市 民 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
特 別 土 地 保 有 税	1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00	
都 市 計 画 税	42,000,000	196,542,767	48,150,946	31,143,776	117,248,045	114.65	24.50	19.24	
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
計		690,933,000	3,506,907,990	836,912,026	499,863,699	2,170,132,265	121.13	23.86	20.39
市 税 総 計		42,531,633,000	45,881,081,747	42,647,211,198	500,288,839	2,733,581,710	100.27	92.95	91.92
前 年 度 同 期		42,685,070,000	46,149,619,294	42,418,979,097	382,121,350	3,348,518,847	99.38	91.92	91.13

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		23		24		25		26	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	42,862	21.89	42,207	21.42	41,307	20.69	38,804	19.42
	特別徴収	3,175	2.04	3,114	2.00	3,103	1.96	3,299	2.04
法人市民税		548	5.84	505	5.09	465	4.84	474	4.81
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		39,615	10.92	37,887	10.93	36,048	9.82	35,815	9.39
固定資産税 (償却資産)		660	5.96	672	6.11	251	4.63		
軽自動車税		10,321	16.15	10,387	16.18	9,769	14.97	9,671	14.49
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		97,181	12.23	94,772	12.17	90,943	11.22	88,063	11.02

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、平成25年度の市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。平成26年度は過納付通知を含む数値と固定資産税・都市計画税と固定資産税（償却資産）の合算の数値を掲載しています。

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		23	24	25	26
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	102	100	150	237
	税 額	276,517,869	182,804,783	214,532,950	266,622,075
動産差押	件 数	3	8	11	16
	税 額	2,735,000	55,190,891	22,296,101	41,947,479
債権差押	件 数	640	560	810	1,072
	税 額	337,792,985	319,712,013	498,064,809	673,734,881
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	51	43	36	47
	税 額	58,065,494	47,348,800	52,595,314	48,820,046
交付要求 (不動産)	件 数	108	80	76	72
	税 額	52,373,632	163,826,562	62,321,360	37,743,831
合 計	件 数	904	791	1,083	1,444
	税 額	727,484,980	768,883,049	849,810,534	1,068,868,312

第 4 章 その他の資料

2 4 市税証明等発行件数

(単位：件)

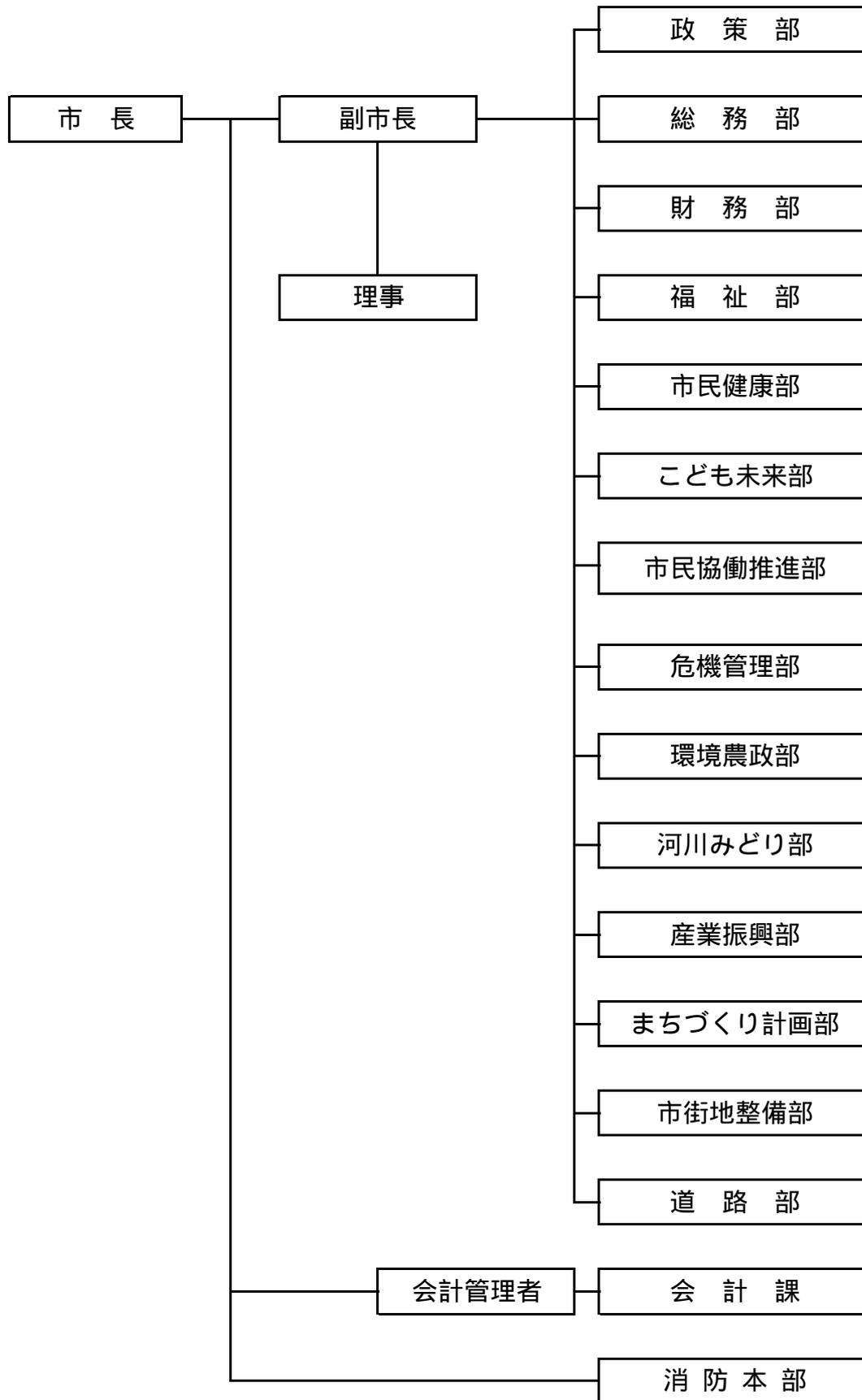
種類		年度		2 3	2 4	2 5	2 6
		2 3	2 4				
市県民税証明 (所得証明)	本庁			17,371	18,643	19,071	21,001
	連絡所			8,043	8,503	8,821	11,056
	合計			25,414	27,146	27,892	32,057
各種市税納税証明	本庁			3,549	3,662	3,642	3,653
	連絡所			925	1,014	1,016	980
	合計			4,474	4,676	4,658	4,633
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁			1,489	1,443	1,305	1,213
	連絡所			2,183	2,259	2,360	2,418
	合計			3,672	3,702	3,665	3,631
法人所在証明				254	244	261	259
固定資産	各種証明	本庁		6,697	6,508	6,484	6,144
		連絡所		1,151	1,211	1,216	1,088
		合計		7,848	7,719	7,700	7,232
	* 価格通知	本庁		2,398	2,647	2,571	2,681
	住宅用家屋証明	本庁		1,274	1,213	1,445	1,163
証明発行総合計				45,334	47,347	48,192	51,656

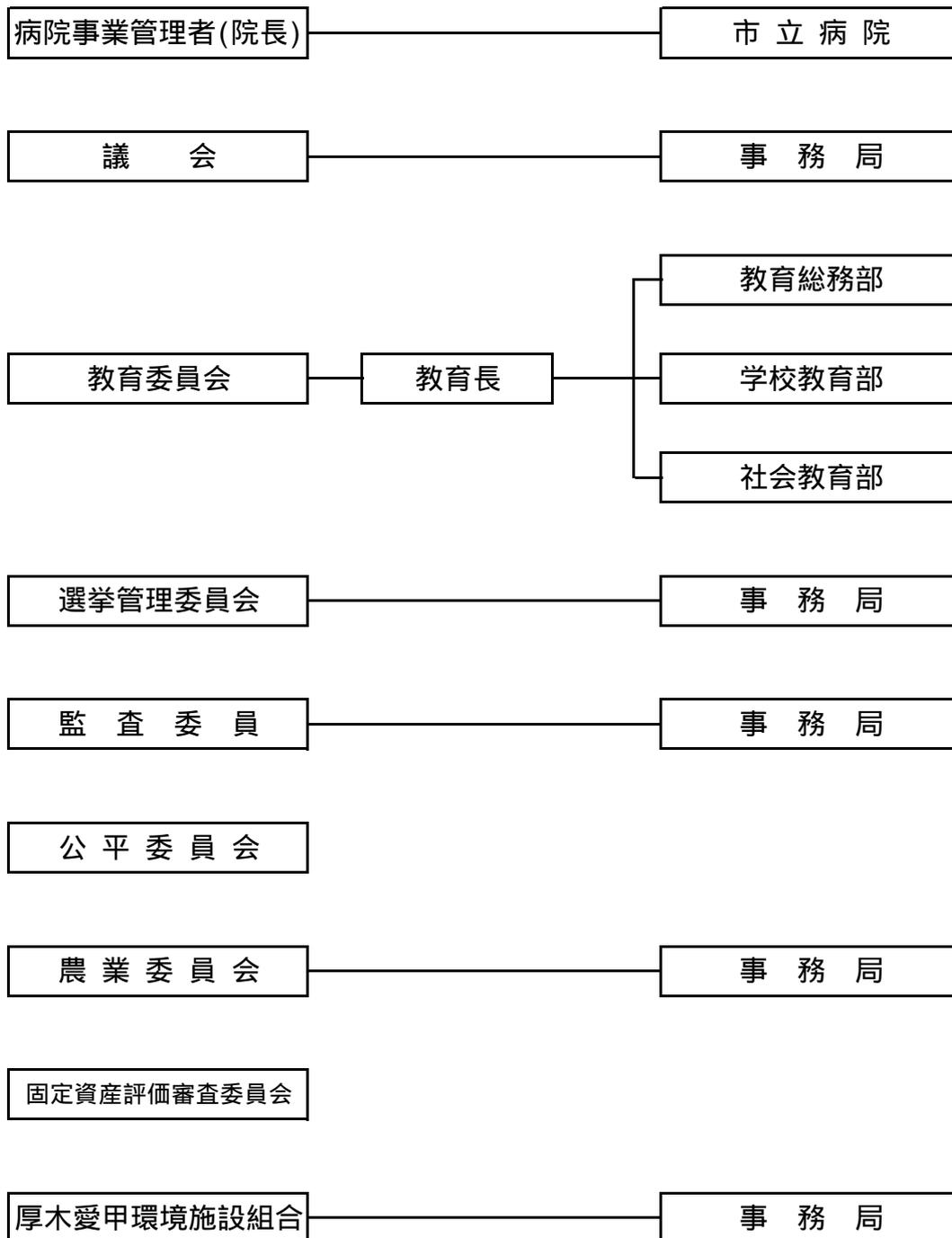
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

注 「*」は手数料免除

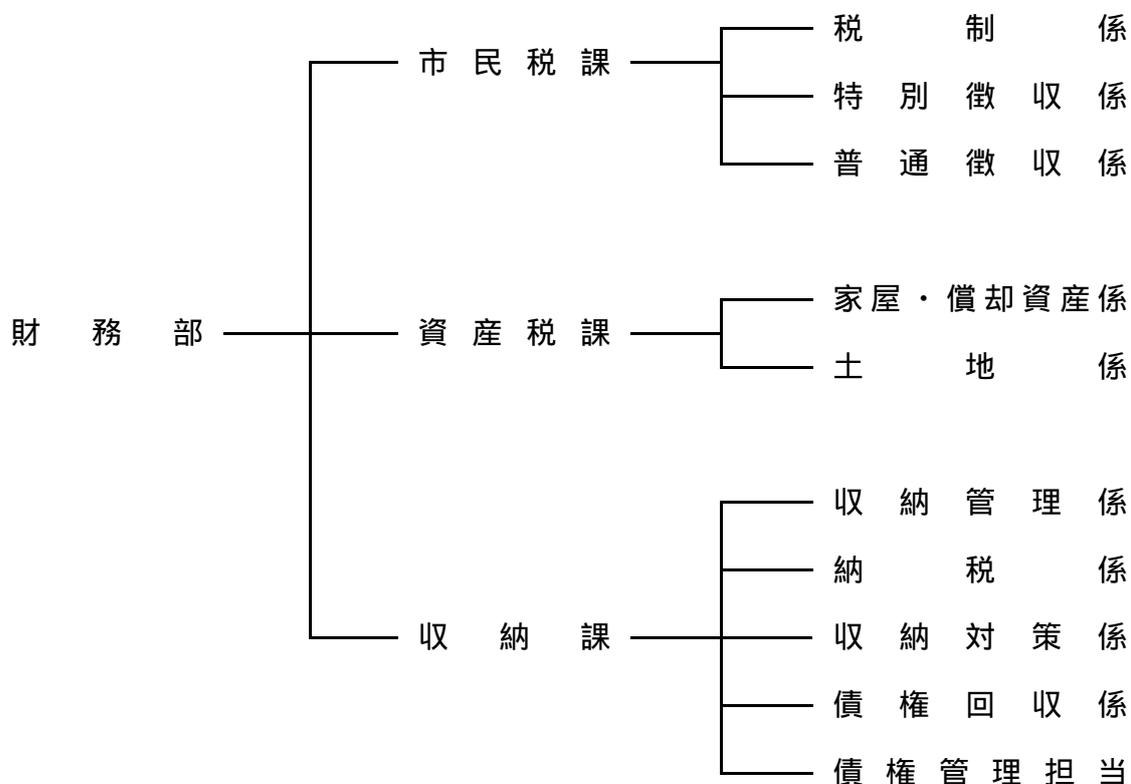
2.5 行政機構と税務事務分掌

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関する事。

【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係 債権管理担当

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

2 6 税務職員係別人員調べ

(平成27年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計	
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	-	1	2	3	-	7	24	
		特別徴収係	-	2 (兼係長1)	-	1	3	1	7		
		普通徴収係	1 (兼係長)	1	2	2	3	-	9		
	資産税課	1	家屋・償却資産係	1 (兼係長)	2	3	1	5	-	12	22
			土地係	1 (兼係長)	3	-	4	-	1	9	
部	収納課 (参事兼課長)	1	収納管理係	1 (兼係長)	1	1	1	3	-	7	25
			納税係	1 (兼係長)	1	1	1	1	-	5	
			収納対策係	1 (兼係長)	-	2	1	-	1	5	
			債権回収係	-	1 (兼係長)	-	1	3	-	5	
			債権管理担当	1	-	-	1	1	-	3	
計	3		8	11	10	15	22	3		71	

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収 普通徴収 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書送信用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26.1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	送信用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	送信用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
軽自動車税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動動告知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収 納消込、給与特徴データ分・年金特徴分は、 収納データにより収納消込を行う。ペイ ジー・コンビニ・クレジットカード分は、速 報データにより仮消込、確報データにより本 消込を行う。また、消込に伴い、エラーリス ト等を出し、過誤納処理を実施。未納者に ついては、督促状、催告書等を発送し、滞納 処理を行う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、 H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始 H26.1 税務オンライン新システム導入
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不能通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始 H26.1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表(平成27年度)

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																												
市 民 税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) <table border="1"> <tr><th colspan="2">税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6%</td></tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から平成35年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500円	所得割	6%	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr><td>1期</td><td>6月1日</td><td>~</td><td>6月30日</td></tr> <tr><td>2期</td><td>8月1日</td><td>~</td><td>8月31日</td></tr> <tr><td>3期</td><td>10月1日</td><td>~</td><td>11月2日</td></tr> <tr><td>4期</td><td>1月1日</td><td>~</td><td>2月1日</td></tr> </table> <p>給与特別徴収 毎月(6月~翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで</p>	1期	6月1日	~	6月30日	2期	8月1日	~	8月31日	3期	10月1日	~	11月2日	4期	1月1日	~	2月1日																						
	税率																																															
均等割	3,500円																																															
所得割	6%																																															
1期	6月1日	~	6月30日																																													
2期	8月1日	~	8月31日																																													
3期	10月1日	~	11月2日																																													
4期	1月1日	~	2月1日																																													
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) <table border="1"> <tr><th colspan="2">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td>法人税割</td><td>5億円以上の法人</td><td>100分の12.1</td></tr> <tr><td></td><td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td><td>100分の10.9</td></tr> <tr><td></td><td>1億円未満の法人</td><td>100分の9.7</td></tr> <tr><th colspan="2">均等割</th><th>税率</th></tr> <tr><td colspan="2">公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td><td>50,000円</td></tr> <tr><th colspan="2">等割</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000円</td></tr> </table> <p>法人税割の税率については、平成26年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	100分の12.1		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の10.9		1億円未満の法人	100分の9.7	均等割		税率	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)		50,000円	等割		税率	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000円	50人を超えるもの	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000円	50人を超えるもの	150,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000円	50人を超えるもの	400,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	<p>申告納付 事業年度終了後2カ月以内</p>
資本金等の額		税率																																														
法人税割	5億円以上の法人	100分の12.1																																														
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の10.9																																														
	1億円未満の法人	100分の9.7																																														
均等割		税率																																														
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)		50,000円																																														
等割		税率																																														
1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000円																																														
	50人を超えるもの	120,000円																																														
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000円																																														
	50人を超えるもの	150,000円																																														
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000円																																														
	50人を超えるもの	400,000円																																														
10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																														
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																														
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																														
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	<p>課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満</p>	<p>普通徴収</p> <p>< 納期限 ></p> <table border="1"> <tr><td>1期</td><td>6月1日</td></tr> <tr><td>2期</td><td>7月31日</td></tr> <tr><td>3期</td><td>1月4日</td></tr> <tr><td>4期</td><td>2月29日</td></tr> </table>	1期	6月1日	2期	7月31日	3期	1月4日	4期	2月29日																																				
1期	6月1日																																															
2期	7月31日																																															
3期	1月4日																																															
4期	2月29日																																															
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">車種</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td></td><td>特殊作業用</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td></td><td>4,000円</td></tr> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	軽自動車	ミニカー	2,500円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	四輪	乗用	営業用	5,500円	自家用	7,200円	貨物用	営業用	3,000円	自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円		特殊作業用	4,700円	二輪の小型自動車		4,000円	<p>普通徴収 5月1日 ~ 6月2日</p>							
車種		税率																																														
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																														
	50cc超90cc以下	1,200円																																														
	90cc超125cc以下	1,600円																																														
軽自動車	ミニカー	2,500円																																														
	二輪	2,400円																																														
	三輪	3,100円																																														
	四輪	乗用	営業用	5,500円																																												
			自家用	7,200円																																												
		貨物用	営業用	3,000円																																												
			自家用	4,000円																																												
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円																																														
	特殊作業用	4,700円																																														
二輪の小型自動車		4,000円																																														
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ・卸売販売業者等 	<p>1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき2,495円)</p>	<p>申告納付 毎月翌月末日まで</p>																																												
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 ・1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	<p>土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡</p>	<p>申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)</p>																																												
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> ・入湯客 	<p>入湯客1人1日について 150円</p>	<p>特別徴収 毎月翌月末日まで</p>																																												
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	<p>課税標準の0.2/100</p>	<p>固定資産税と同様</p>																																												

2.9 市税税率の変遷

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																												
市民税	均等割	2,500円							3,000円																														
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%		200万円以下 3%		200万円以下 3%		6% (一律)																													
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																															
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>										資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円	50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円	50人以下であるもの	130,000 円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等		50,000 円
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																				
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																					
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																					
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																					
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																					
	50人以下であるもの	160,000 円																																					
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																					
	50人以下であるもの	130,000 円																																					
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円																																					
上記の法人以外の法人等		50,000 円																																					
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																						
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 1.4/100 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																						
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車 種</th> <th>税 率</th> <th>車 種</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二 輪</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>三 輪</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td rowspan="2">四 輪</td> <td>乗 用</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>営 業 用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型特殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="3">二輪の小型自動車</td> <td>乗 用</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>営 業 用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自 家 用</td> </tr> </tbody> </table>											車 種	税 率	車 種	税 率	原動機付 自 転 車	50cc以下	軽自動車	二 輪	50cc超90cc以下	三 輪	90cc超125cc以下	四 輪	乗 用	ミニカー	営 業 用	小型特殊 自 動 車	農耕作業用	二輪の小型自動車	乗 用	特殊作業用	営 業 用		自 家 用					
車 種	税 率	車 種	税 率																																				
原動機付 自 転 車	50cc以下	軽自動車	二 輪																																				
	50cc超90cc以下		三 輪																																				
	90cc超125cc以下		四 輪	乗 用																																			
	ミニカー			営 業 用																																			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	二輪の小型自動車	乗 用																																				
	特殊作業用		営 業 用																																				
			自 家 用																																				
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																														
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100							新たな課税の停止																															
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円							課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																															
都市計画税	0.2/100																																						
備 考																																							

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																								
市民税	均等割								3,500円																								
	個人所得割																																
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数	税 率																												
		50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																													
法人均等割	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																														
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																														
	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																														
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	160,000円																														
		50人以下のもの	150,000円																														
	1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	130,000円																														
		50人以下のもの	120,000円																														
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)		50,000円																															
法人税割								平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100																									
固定資産税																																	
軽自動車税								平成27年改正																									
							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th>経過措置</th> <th>改正税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5,501円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,502円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率(年税額)		経過措置	改正税率	軽三輪		3,100円	3,900円	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	営業用	5,500円	6,900円	貨物用	自家用	5,501円	5,000円	営業用	5,502円	3,800円
車種区分		税率(年税額)																															
		経過措置	改正税率																														
軽三輪		3,100円	3,900円																														
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円																													
		営業用	5,500円	6,900円																													
	貨物用	自家用	5,501円	5,000円																													
		営業用	5,502円	3,800円																													
市たばこ税	1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用																													
特別土地保有税																																	
入湯税																																	
都市計画税																																	
備考																																	

平成27年度市税概要

平成27年11月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課